

特記仕様書

第1条 適用

受注者は、岐阜県建設工事共通仕様書、高山市上水道課共通仕様書によるほか、この特記仕様書に基づき施工するものとする。
この設計書の設計積算基準は、令和7年度水道施設整備費に係る歩掛表等を適用している。

第2条 工事着手前協議について

受注者は、工事開始日以降1～2週間以内に設計書内容等について、監督員と工事着手前協議を行わなければならない。
協議に当たっては、「施工打ち合わせ記録簿」（第12-1号様式）に協議事項を記入し、打ち合わせに持参すること。
監督員は「施工打ち合わせ記録簿」の回答（その他）欄を記入し、受注者にその回答を通知すること。

第3条 地下埋設物の確認について

地下埋設物の近接工事における事故防止は、「地下埋設物の事故防止マニュアル」（令和2年10月 中部地方整備局）に基づき対応すること。

第4条 1日未満で完了する作業の積算について

「1日未満で完了する作業の積算」（以下、「1日未満積算基準」と言う。）は、変更積算のみに適用する。
受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について協議の発議を行うことができる。
受注者は、協議に当って、1日未満積算基準に該当することを示す書面その他協議に必要となる根拠資料（日報、実際の費用がわかる資料等）を監督員に提出すること。

第5条 ワンデーレスポンスの実施について

本工事は、ワンデーレスポンス実施対象工事とする。
実施に当たっては、岐阜県要領「ワンデーレスポンス実施要領」を準用し、これに基づき実施すること。

第6条 電子メールを活用した情報共有について

本工事の施工中における受発注者間の情報共有は岐阜県要領「電子メールを活用した情報共有における運用指針」を準用し、これにより実施すること。
ただし、これにより難しい場合は、工事着手前協議時に監督員と協議のうえ決定すること。

第7条 電子納品の実施について

受注者は、電子成果品を「岐阜県建設工事共通仕様書」、「工事完成図書の電子納品要領」、「岐阜県電子納品運用ガイドライン」等に準拠し作成し、電子媒体で納品することができる。

第8条 デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

デジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事とすることができる。
運用は、岐阜県要領、写真管理基準「2-8デジタル工事写真の小黑板情報電子化について」を準用し、これに基づき実施すること。

第9条 下請契約及び使用資材について

受注者は、下請負人を選定するときは、「高山市公契約条例」（平成30年4月1日施行 以下「公契約条例」という。）に基づき、市内に事務所又は事業所を有する者を活用するよう努めなければならない。
また、調達する工事材料は高山市産とするよう努めなければならない。

第10条 下請負人との契約について

受注者は、「建設業法」（昭和24年法律第100号）、「下請代金支払遅延等防止法」（昭和31年法律第120号）、「公契約条例」及びその他関係法令を遵守するとともに、労務費その他の経費の内訳を明らかにした見積りを基に、下請負人との対等な立場における合意に基づいた公正な契約を締結するよう努めなければならない。

第11条 創意工夫・社会性等の実施報告について

受注者は、工事施工において、自ら立案した創意工夫に関する項目について、具体的な内容と実施方法をあらかじめ施工計画書に記述するとともに、実施した創意工夫・社会性等に関する項目の実施状況を工事完了時までに「創意工夫に関する実施報告書」または「社会性（地域への貢献等）に関する実施報告書」に記載し、監督員に提出することができる。

第12条 産業廃棄物の適正処理について

受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、「岐阜県建設副産物有効利用及び適正処理実施要綱」及び「高山市建設工事における建設副産物管理の運用について」に従い、産業廃棄物関連書類の提出及び処理施設の現地確認並びに建設廃棄物処理状況の管理を行い、産業廃棄物が最終処分に至るまで適正に処理されていることを確認し、関係書類を監督員に提示しなければならない。

特記仕様書

第13条 不当介入における通報義務について

1 妨害又は不当要求に対する通報義務

受注者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報をしなければならない。

なお、通報がない場合は入札参加資格を停止をすることがある。

2 履行期間の延長について

受注者は、暴力団又は暴力団員による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、発注者に履行期間の延長を請求することができる。

第14条 工事請負契約における設計変更ガイドライン（案）について

受注者は「高山市工事請負契約における設計変更ガイドライン（平成27年10月）に基づき照査を実施すること。

第15条 工事書類の作成について

工事施工に伴い、受注者が作成、提出、保存等する書類とその取扱いについては岐阜県要領「工事書類作成提出要領」を準用し、これに基づき実施すること。

第16条 一般的制限値を超える車両の運行について

岐阜県建設工事共通仕様書 1-1-36交通安全管理第13項における道路法47条の2に基づく通行許可の確認において、受注者は関係資料を整理保管するとともに、監督員または検査員の要求があった場合は速やかに提示しなければならない。

特殊車両通行の確認は、「公共工事における大型車の通行適正化に向けた取り組みについて（通知）」（平成29年12月25日付け技第622号/岐阜県通知）によるものとする。

第17条 法定外の労災保険の付保

受注者は、法定外の労災保険に付さなければならない。

第18条 行政情報流出防止対策の強化

1 受注者は、本工事の履行に関する全ての行政情報（個人情報を含む）について適切な流出防止対策をとるものとする。

2 受注者は、本工事で行政情報を取り扱う場合には、行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。（関係法令等の遵守）

行政情報の取り扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の指示する事項を遵守するものとする。

（行政情報の目的外使用の禁止）

受注者は、発注者の許可無く本工事の履行に関して取り扱う行政情報を本工事の目的以外に使用してはならない。

（社員等に対する指導）

受注者は、受注者の社員等に対し行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。

（契約終了時等における行政情報の返却）

受注者は、本工事の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報（発注者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。）については、本工事の実施完了後または本工事の実施途中において発注者から返還を求められた場合、速やかに直接発注者に返却するものとする。

（行政情報の管理体制の確保）

受注者は、行政情報を適正に管理する体制を確保しなければならない。

（行政情報の電子的な取り扱い）

受注者は、本工事の実施に際し、行政情報の電子的な取り扱いをしてはならない。

（事故の発生時の措置）

1）受注者は、本工事の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。

2）この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。

3 発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある。

第19条 まんなかホリデーの取組について

1 受注者は「建設現場の週休2日」の普及および浸透に向けて、週休2日制工事の適否に関わらず、土曜日の休工に努める「まんなかホリデー（中部地区統一の一斉休工）」に取組むものとする。

なお、本取組は強制的な休工や工程の調整を求めるものではない。

2 休工とは、現場事務所での事務作業を含め1日を通して現場や現場事務所が閉所されている状態をいう。

（巡回パトロールや保守点検等現場管理上必要な作業を行う場合を除く）

3 受注者は、国土交通省中部地方整備局が実施するWEBアンケート「まんなかホリデー取組状況アンケート調査」に、毎月の第2土曜日の取組状況を回答するものとする。

https://www.cbr.mlit.go.jp/hinkaku/holiday_anketo/input_view/index.html

第20条 以下の特記仕様は、条件明示により指定されたものを適用する。

1. 週休2日制工事

本工事は、完全週休2日を原則とした週休2日制工事です。詳細は「高山市発注の建設工事に係る週休2日制工事実施要領」を参照してください。

特記仕様書（条件明示）

下記項目、事項のうち○印該当欄は、工事施工にあたって制約等をうけることになるので明示する。なお、明示事項に変更が生じた場合 及び明示されていない制約が生じたときは、甲（市）と協議し適切な処置を講ずるものとする。

施工条件

明示項目		明示事項	制約条件等
工程関係	関連工事	関連する他の工事の工期（施工時期）	
		関連する他の工事の内容	
	施工の制限	施工内容	
		施工時期	
		施工時間	
		施工方法	
		工事の抑制期間（交通規制）	
	協議未了事項	未了協議の内容	
		制約を受ける内容	
		協議成立の見込み時期	
	協議条件	協議で付された特定条件の項目	
		協議で付された特定条件の影響範囲	
	余裕工期設定工事	工事の着手時期	
	事前調査	地下埋設物・埋蔵文化財等の事前調査	
		項目	
		調査期間	
		埋設物等の移設予定時期（見込み時期）	
	休日日数	休日日数	
		作業不可能見込み日数	
用地関係	工事用地の未買収 （未処理）	場所	
		範囲	
		処理の見込み時期	
		未買収地への立入り可否	
	工事用地の復旧	工事用地等の使用後の復旧内容	
	工事用地の借地	工事用仮設道路及び資機材置場の借地	
		場所	
		範囲	
		期間	
		使用条件	
		復旧方法	
		工事に必要な土地の借地料	
	仮設ヤード	施工者に使用させる仮設ヤード	
		場所	
		範囲	
		期間	
		使用条件	
		復旧方法	
公害関係（環境対策）	○ 工事に伴う公害防止対策	○ 公害防止（騒音、振動、粉塵 排出ガス等）のための指定事項	稼動時間以外は重機などエンジンを停止すること
		施工方法	
		建設機械・設備	
		作業時間等の指定	
	水替・流入防止施設	防止施設の内容	
		設置期間	
	濁水、湧水処理対策	処理施設の内容	
		処理条件の内容	
	事業損失	事前・事後調査の区分	
		調査時期	
		調査方法	
		調査範囲	
		調査項目	
	六価クロム溶出試験	対象工種・工法	
		試験実施段階・検体数	

施工条件

明示項目		明示事項	制約条件等
安全対策関係	交通安全施設等	指定の内容	
		指定の期間	
	近接施工	鉄道、ガス、電気、電話、 水道情報管路等との近接施工	
		施工方法	
		作業時間	
	防護施設	防護施設の内容	
	交通誘導員等	交通誘導員・保安要員の配置指定	
		場所	
		期間	
		時間	
		人数	
		交替要員の有無	
		発破作業等の保全設備	
		発破作業等の制限内容	
	換気設備等	換気設備等の対策内容	
工事用道路関係	一般道路の使用	資機材搬入経路	
		資機材搬出経路	
		使用期間	
		時間帯	
		使用中・使用後の処置内容	
	仮設道路の設置	安全施設等の設置内容	
		安全施設等の設置期間	
		工事終了後の存置方法	
		工事終了後の撤去方法	
		維持補修の内容	
仮設備関係	仮設物の引き渡し・引継	仮設物の引き渡し・引継の内容	
		仮設物の引き渡し・引継の期間、時期	
		仮設物の引き渡し・引継の条件	
	仮設備の構造	仮設備の構造	
		仮設備の施工方法	
		仮設備の設計条件	
建設副産物関係	仮設ヤード	残土受入場所又は仮置場所	
		位置	
		処理量	
		運搬距離・経路	
		搬入時間制限	
		処理・保管条件	
	現場内の再利用・減量化	再利用・減量化の内容	
		使用場所（現場内等）	
	建設副産物及び 廃棄物の処理	処理方法	
		受入施設名	
		処理場所	
		受入時間	
		受入条件	
		運搬距離	
	浚渫土の運搬・揚泥方法	運搬船の船種指定	
		揚泥方法の指定	
工事支障物件等	占用物件等の 工事支障物件の存在	占用物件の有無	
		工事支障物件	
		支障物件	
		管理者（所有者）	
		支障物件の位置	
		支障物件移設時期	
		支障物件工事方法	
		支障物件防護方法	
	占用工事との重複	重複する占用物件工事の内容	
		重複する占用物件工事の期間	

施工条件

明示項目		明示事項	制約条件等
業 液 注 入 関 係	設計・施工条件	設計条件	
		工法区分	
		材料種類	
		施工範囲	
		削孔数量	
		削孔延長	
		注入量	
		注入圧	
	周辺環境調査	環境調査の内容	
一 般 施 工	埋戻工	転圧の有無	
	工事用資機材の 保管及び仮置き	保管・設置場所	
		保管期間	
		保管方法	
	現場発生品	品名	
		数量	
		引渡し場所	
		再使用の有無	
	支給材料及び賃貸借品	品名	
		数量	
		品質	
		規格・寸法又は性能	
		引渡し場所	
		引渡期間	
	架設（仮設）工法の指定	施工方法	
		施工条件	
	工事用電力の指定	内容	
	新技術・新工法等の指定	新技術・新工法・特許工法の内容	
	部分使用	使用箇所	
		使用範囲	
		使用時期（期間）	
		使用目的	
	調査試験に対する協力	公共事業労務費調査	
		諸経費動向調査	
		施工合理化調査	
	立木伐採	対象範囲	
		処理方法	
	地元調整事項の 未処理方法	処理の見込み時期	
	設計内容の未検討項目	未検討内容	
		検討終了時期	
	技術検査	中間技術検査の回数	
		実施時期（段階）	
	○ その他	○ 重点監督について	「高山市建設工事における重点監督」の対象工事に該当した場合はこの取扱いによる。
		○ 起工測量について	本設計図書は参考図であるため、施工に際しては起工測量に基づき実施すること。
		○ 関係者との調整について	工事の実施については、指定管理者(高山管設備G)と打ち合わせを行うこと。
		○ 腸内細菌検査の実施について	浄水場内の作業員については腸内細菌検査を実施すること。 検査項目は、赤痢菌・サルモネラ菌・腸管出血性大腸菌とする。 ただし、6ヶ月以内既検査者については検査結果の写しを提出すること。